

原子力災害対策特別措置法 施行規則の改正について

平成20年3月21日(金)

文部科学省 科学技術・学術政策局

原子力安全課 防災環境対策室

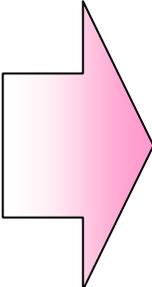
原子力災害対策特別措置法施行規則の改正について

○使用停止施設からの使用済燃料等の輸送に係る防災対策について

原災法第2条第3号に基づき原子力事業者から除かれる指定を受けた者が、事業所内に有する放射性物質を事業所外へ運搬するために当該指定を取り消された場合、施設に関する規制の合理化を図る観点から、関係省令の改正について検討を行う。

○原災法施行規則第12条(事業所内に備えるべき原子力防災資機材)

運搬によって事業所内において原子力災害が発生する蓋然性が低いと認められる場合、事業者からの申請に基づき、事業者が整備する資機材のうち計測器等の一部について、数量を必要最小限の台数に読み替える規定の新規追加

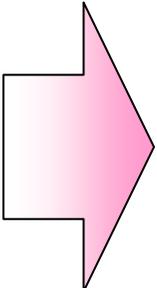


(対象となる計測器)	(現行)	(改正後)
・ガンマ線測定用可搬式測定器	四台	二台
・中性子線測定用可搬式測定器	二台	一台
・可搬式ダスト測定関連機器	四台	二台
・可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	二台	一台
・個人用外部被ばく線量測定器	原子力防災要員の数	原子力防災要員の数の半数 (当該原子力防災要員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)

原子力災害対策特別措置法施行規則の改正について

○原子力事業者が備える設備・資機材について

省令制定後、計測器について、近年の技術進歩等から原災法施行規則に規定する「熱ルミネセンス線量計」と同等な性能を有するものが開発され、広く普及してきている。一般化したため、最新の技術動向を踏まえた資機材整備が可能となるよう、関係省令の改正について検討を行う。



○原災法施行規則第12条(事業所内に備えるべき原子力防災資機材)

原子力事業所内に備えるべき計測器等として、表中「三 計測器等」
「二」の「熱ルミネセンス線量計」に加え、一般化して普及している「蛍光
ガラス線量計」でも可とする規定の新規追加

平成20年3月24日 公布・施行予定

原子力災害対策特別措置法の施行状況について(抄)

(平成18年3月 文部科学省原子力安全規制等懇談会原子力防災検討会)

4. まとめ(原災法施行状況の検討結果について)

(1)原子力防災体制について

⑥使用停止施設からの使用済燃料等の輸送に係る防災対策について

現在、試験研究用原子炉等で、使用を停止した施設が存在している。これらのうち、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定が無いと主務大臣が認めた者は、原災法第2条第3号の規定に基づき、原災法の適用が除外されているところである。

しかし、これらの施設から使用済燃料等の輸送を行う場合には、この施設を所有する者は再び原災法の適用を受けることとなる。この場合、施設は引き続き使用を停止しており、施設そのものに係る原子力災害が発生する蓋然性は極めて低い状態であるが、それにもかかわらず、施設を使用している場合と同様の原子力防災対策を行うことを余儀なくされているところである。

一部の事業者からも、これらの施設からの使用済燃料等の輸送にあたっては、輸送に係る原子力防災対策のみを措置すれば良いことにすべき旨の意見が出された。

このため、規制の合理化を図る観点から、適切な対策の内容とすべく、関係省令の改正について検討を行う。

(2)原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について

②原子力事業者が備える設備・資機材について

原子力事業者は、原災法第10条等の緊急時の通報を行うために必要な放射線測定設備を配置する等、原子力防災に係る設備・資機材を整備することが原災法上要求されているところである。

原子力事業者が整備する資機材のうち計測器について、近年の技術進歩等から原災法施行規則に規定するものと同様な性能を有するものが開発され、広く普及してきている。これについては、一部の事業者からも見直しが求められていることから、最近の技術動向を踏まえた資機材整備が可能となるよう、関係省令の改正について検討を行う。